

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

◇監査公告 昭和三十年度に係る県立各高等学校、盲学校並びにろう学校の定期監査の結果公表

鳥取県監査公告才百五十号

地方自治法第九十九条の規定に基き、昭和三十年度に係る県立各高等学校、盲学校並びにろう学校の定期監査を執行したので、その結果を次の通り公表する。

昭和三十一年八月十三日

鳥取県監査委員 松本利治
同 山本四郎
同 大西節夫
同 近藤伝一

監査執行箇所

執行年月日

米子工業高等学校	昭和三十一年五月十四日
米子西高等学校	同
米子東高等学校	同
米子南高等学校	同
日野産業高等学校	同
根雨高等学校	同
法勝寺農業高等学校	同
境高等学校	同
境水産高等学校	同
養良農業高等学校	同
青谷高等学校	同
由良育英高等学校	同
倉吉東高等学校	同
倉吉西高等学校	同
鳥取東高等学校	同
鳥取盲学校	同
鳥取ろう学校	同

年五月十五日

年五月十六日

年五月十七日

年五月十八日

年五月二十一日

年五月二十二日

年五月二十八日

監査執行個所

執行年月日

岩美農業高等学校	昭和三十一年五月二十九日
鳥取高等学校	同
鳥取農業高等学校	同
智頭農林高等学校	同
八頭高等学校	同
鳥取西高等学校	同
河北農業高等学校	同
倉吉農業高等学校	同

県立高等学校

監査概評

今回県立高等学校並びに盲学校、ろう学校に対する昭和三十年定期監査を執行したのであるがその結果、従来指摘した事項については、逐次改善に努力してをが県の財政窮迫の下にあつてその運営は容易ならざるものがある。

殊に校舎建物の老朽化、需要経費の不足等は、依然と

して学校経営上の隘路となつてゐる。即ち、老朽校舎の改築整備については、当局の策定した年次計画に基きその推進に努力はしているけれども現在の財政状態においては、折角の計画も遅滞の様相を呈し、且つ又、需要経費についても本年度生徒一人当り割合(全日制定時制平均)は七八二円(昭和三十一年度割合七二四円)であつて、これでは到底その目的を達することは困難で勢い外かく団体等の援助によつて漸く運営している実状である。

また、高等教育の理念からして地域、及び生徒の状況、学校の適正規模等教育環境上並びに財政効率的見地から種々再検討を要すべき事項も少くないのでこの際県並びに教育委員会当局は、慎重に検討を加え適切妥当な措置を講じ高等教育振興は一層配慮されんことを要望する。

なお共通的事項の主なもののは次の通りである。

一、人事交流の適正化について
人事交流については格別考慮が払われているが未だ教員の個人的事情乃至希望偏重に因り適切な配置が欠け都市

中心に陥り学校差解消の逆エトスをたどつてゐる向も窺れるのでこれが均衡是正の見地から人事交流について特に慎重考慮を期されたい。

二、定時制教育の振興について
定時制課程運営については種々の問題を内包しているが第一に入学希望状況について見ても毎年募集定員を下廻つてゐる状態であり勢い不振校の募集を停止し残された学校に努力を集中しようとする措置は教育と財政両面からして已むを得ない妥当なものと思料する。

しかしながら三十一年度の入学状況を見ても、なおかつ不振校がありこれが原因は定時校配置の不適正とその設備内容の魅力の欠如及び定時制課程に対する一般の認識の不徹底にあると認められるので今一段の定時校の整理、統合と残置校に対する内容整備の急施及び定時制に対する一般の認識徹底については特に配慮すべきである。

また通信教育は漸次成果を挙げつつあるが定時制課程との併用勸奨については未だ低調であるので考慮された

三、校舎建物整備計画の推進について
昭和二十五年樹立した高校整備五カ年計画は最終年度である二十九年度においてその全体計画の七割が実施され未解消分を整備すべく引続き第二次整備五カ年計画を樹て三十年より実施するほか、更に老朽危険校舎の改築年次計画(九カ年)を樹てこの二大計画の推進に努力してゐるが県の財政事情等によつて初年次から行詰つてゐる現状である。

本県の現有施設は国の暫定基準に比較して一万七千坪余不足し、また老朽危険建物は総体の三二%を占めており教育上の最大の隘路となつてゐるので計画完遂について、県関係当局は適切なる財政的措置を考慮されたい。

四、需要経費の配分について
本年度高等学校需要経費は総額一千一百万円(全日制八八〇万円、定時制二二〇万円)であつて生徒一人当の割合は全日制五八六円、定時制九七八円となつてゐる、殊に本年度から各学校別に年間予算の内示を行い、その効

率化を図り従来より学校経営の自主性を増したことは結構である。しかし冒頭にも述べた如く各校とも多少の差異はあるが漏れなく後援団体等の援助により漸くその運営を圖つている現状である。これら他経費に依存することは教育上の弊害を招く恐れがあると思われるので観念的にも考究を要すべき問題である。関係当局は適切な予算措置を講ずるとともにその配分率についても学校規模の大小による平均割及び生徒数割の比率並びに分校併置の有無等更に実情に即した配分の実施を検討配慮すべきである。

五、教科、指導の適正運営について
 高校教育に対する教科、指導、特に職業課程における運営指導の徹底については従来指摘してきたが関係当局の配意が欠け、旧態のまま等閑に附されていたことは遺憾である。殊に農水産校に対する実習面との関連性等については特に慎重配意すべき事項も少くないと思われる。もつとも今回の機構改革によつて高校教育課が設置されたのでこの点考慮されることと思われるが特に従来放

任されてきた教科、指導、助言に重点を置き真の高等教育の内容充実、改善に当局の格段の配慮を望む。

六、施設設備の充実及び計画運営について
 産業教育振興法等特別立法の適用により各校とも施設設備は逐次整備されつつあるが、これが運営に当り検討を要するものが認められた。

すなわち、高校教育の実情に即し難いと認められるもの、総合計画に基づく設備計画と各学校の実態からして再検討すべきもの、関連施設に対する予算措置の不十分等により、充実効果の稀薄のもの或いは、これらに対する運用の裏付財源がなく遊休の状態に放置されてあるもの等があつたのでこれら諸点につき一層の配意が必要である。また備品関係の購入に当り主管課(一件当り一〇万円以上のもの)と学校側とに区分しているがなお検討の余地が認められる特に業者の選定、納入促進、及び検収、支払事務等に配意が欠けているものがあつたことは遺憾である。関係当局の考慮を望む。

七、特別会計運営の合理化について

特別会計の運営については各校とも逐次改善され、実態に即応する運営に努力していることは認めるが、個々の内容を見ると依然として従来指摘していた根本的事項については未措置とされていたところのあつたことは遺憾である。

すなわち経営及び実習教育を担当する生産主任と出納員(事務系統)との連携、不十分等により生産物の引継事務又は、処分手続等に不明確のものがあつた、また年間における実習計画及び予算規模に即応する実習教育並びに事務の適正合理化等について、関係当局は考究検討をされたい。

なお教育教科との関連或いは企業性に基く経済的経営観念の実習教育が肝要と認められるので特に高校教育課等と密接な連携の上、実習教育の推進に留意されたい。

八、進学指導並びに就職斡旋について各校によつて差異はあるけれども放課後における補習指導並びに夏期、冬期間休暇利用の特別授業、その他により進学指導に努め

ているが生徒の個性、能力に応じた適正指導になお一層の配意が肝要である。また、就職斡旋指導は概ね順調に行われていたが関係機関との連携を一層緊密にし、就職開拓に努められたい。

米子工業高等学校

昭和三十一年五月十四日監査

監査委員 松 本 利 治

一、本校の設置課程は機械、化学、電気、電波通信、土木の各科を設置し、県下随一の工業高校であつて、その総合運営に当つては、少なからぬ困難の面があるけれどもよくこれを克服し総合教育の実を挙げるべく教科体制を確立し、一面また諸経費の節減に意を用うる等その運営管理に努力して来たことは結構である。

二、内容施設設備の充実については産業教育振興法に基き逐次整備されているが、その状況は整理基準に對し最高は土木科五二%、最低は電波通信科の一五%であつてその充実は遅々としている。

もつとも電波通信科は、中国電波通信管理局皆生送信所から送信機及び受信機を二十万円で購入を受けその充実に努めていたが、その経費は県費でなくPTA経費により取得していた実状である。

殊に昭和三十一年度から県財政の事情によつて産振施設充実費の一部を地元負担せしめる意向があるが前記の通り高価な物件に対し地元負担は容易でなく、その財政措置については充分考慮が必要である。

三、校舎建物の状況は逐年指摘要望しているが、総体に老朽化しその管理に努力しているが更に補修工事費予算の増額が必要である。

本年度も腐蝕部分の一部補強を行つていたが中でも鏡物工場は根本的改造が必要である。

即ち工場の屋根の葺替を実施しているが既に桁は腐蝕しており半永久的側壁によつてかろうじて倒壊をまぬがれている実状からして、せつかくの補強工事効果的とは認め難い。

なお講堂も老朽且つ狭隘を告げ改造の要に迫られてお

りまた敷地内で下水溝整備を要する箇所もある。

四、経理出納事務につき次の点留意されたい。

1、現金出納簿の記帖整理は厳格にすること。

米子西高等学校

昭和三十一年五月十四日監査

監査委員 山本 四郎
同 近藤 伝一

一、男女共学の問題については毎回指摘し善処方を要望しているが、その状況は本年四月現在において女生徒八七〇名に対し男子生徒は六一名(三年三四人、二年一九人、一年八人)であつて逐年男子生徒が減少しており学校運営に尠からぬ困難を來している実状であるので今後の共学制に対する運営方針、その他措置を考究されたい。

二、本年度事業として総工事費八百七十余万円をもつて鉄筋校舎(六教室)の建築に着工し、近く完成の予定であつたことは結構であるが内容設備である机、椅子は四

教室分が整備され、あとの二教室分の整備については考慮されていなかったたのでこの点配慮すべきである。

三、経理出納その他事務で次の点を留意されたい。

1、物品購入に当り講入何と検収事務が形式的である。また支払関係事務に慎重を期すべきものがある。

2、支出関係の台帖整備及び帖簿書類の整理は厳重に処理すること。

米子東高等学校

昭和三十一年五月十五日監査

監査委員 松本 利治

一、本校は全日制普通科と定時制(夜間)及び通信教育を併設しているが、中でも定時制夜間部、通信教育部の運営管理に至難の点が認められるけれども総合運営に努力し、概ね円滑に運営を図っているものと認めた。

二、本校校舎は総体的に老朽し危険建物が多くその善処方について従来から指摘要望しているが本年度も見送り

となり、昭和三十一年度において一部改築の予定であつたのでその促進に努力されたい。

なお図画、音楽室及び夜間部の商業実践室等特別教室は何れも緊急整備を要するものと認められるにつき当局の善処を望む。

三、通信教育の普及啓蒙勸奨等について一層努力すること。

現在の受講生は二四五人であつて定通法の適用によつて単車を購入し面接指導が活潑化したことは結構であるが、殊に定時制分校に対する通信教育の併用については、定時制校側にも意の動いておるところもあるやに見受けられるから一層連携を密にし開拓に努められたい。

四、経理出納その他事務の処理で次の点に留意されたい。
1、授業料徴収に当り現金出納簿は事実発生に伴い厳格に記帖整理すること。
2、備品台帖の整理は厳格を期すること。

また台帖と現物との照合点検は所定の通り行うこと。

3、通信教育受講料の保管期間が長い(担任教員が徴収保管)徴収後速かに引継ぎ処理すること。

米子南高等学校

昭和三十一年五月十五日監査

監査委員 山 本 四 郎

同 近 藤 伝 一

一、商業科特別教室の増築については鋭意計画中であるが、教育実践上不可欠の設備で緊急と認めるので当局の善処を望む。

すなわち過去に特設した便宜施設は学級増により、その実践教育に暗影を投ずる結果となつているので内容の充実と相まつて実践室の増築に配慮されたい。

二、就職斡旋指導については特に考慮されたい。すなわち本年度卒業生の中、商業科九八名(希望者一二二名)農業科三〇名(四五名)は既に就職決定しているが、こ

れら就職内容を検討して見ると、タイプ技術並びに簿記術を習得したものが、就職に容易であることが認められるのでこれが指導に当つては実業界に適應する技術指導、或いは実務実習等の実践により更に職業斡旋に努力することが肝要と認めた。

三、余子分校の管理、運営については毎回指摘しているところであるが、いまなお未処理となつていことは遺憾である。

すなわち校地及び建物等の国有移管は国有財産の払下関係等もあつて早急解決は困難のようであるが、校舎は老朽狭隘その他のため分校運営に支障を来している実情につき、これが維持管理或いは教育運営上からしても、措置対策が緊要と認められるので関係当局の特別な配意を望む。

なお農業実習等に対する諸施設の改善についても前年度指摘している如く早急に措置すべきである。

四、経理出納その他事務処理について、次の点留意されたい。

- 1、生産物の引継及び処分状況が不明確であつた。
- 2、生産物の処分手続、引継事務等に重複しているものがあつた。事務簡素化を図られたい。

日野産業高等学校

昭和三十一年五月十六日監査

監査委員 松 本 利 治

一、本校は、全日制、農林畜産の二科と定時制商業科を置くほか定時制分校を溝口、江尾、黒坂、日野上、阿昆緑に併置しているが、運営委員会、分校主任会議及び校務分掌組織を設け、なお教諭の兼務制等により課程の多角的並びに地理的悪条件を克服して有機的運営の確立に努力しているが前記の悪条件は兎角統制の不徹底と経費の無駄を生じ易く延いては教育効果に影響を及ぼす危険性を内包していると認められるので人員配置経費の配分に検討を加え運営の万全になお一層の努力を致されたい。

二、本校の講堂兼体育館は老朽建物であつて昭和三十二

年度改築計画の予定のようであつたが成るべく早期改築が必要である。

また各分校建物施設々備は地元関係町村の熱意によつて、逐年整備されていることは結構である。

更に本校では昭和三十一年度より三ヶ年計画によつて各分校の内容充実を図る計画であつたが冒頭にも述べた通り定時制校の将来の見透し等を慎重考究の上存置校に対する教具、教材等は緊急整備方適切な措置を講ぜられたい。

なお江尾分校増築工事(昭和二十九年年度繰越)は完了していた。

三、特別会計運営状況はその收支均衡を保ち順調であるが、本校並びに分校を通じ管理部門におお検討を要するものがある。

即ち各分校における実習管理はそれぞれの独創で運営しているが殊に阿昆緑、日野上両分校は相当な施設も有し、中でも日野上分校は年度当初元多里村立山地農業研究所の建物、施設、並びに土地等を地元から譲渡を受

け、大規模な山地農業経営を行つてゐる等何等公的措置もとらず管理部分を放任してゐたことは考究を要する。

また実習教科に必要な耕種、設計、或いは経営計画等の系統的諸記録は一応整備はしてゐたが、各教科(生産)部門別にその内容を計数的に検討してみるとまだ留意検討すべき事項も少くない。

殊に設計から実習過程並びに生産処理の記録等は教科の基礎となるので的確に整備しその活用を図ることに配意が必要である。

四、経理出納その他事務の処理で次の点を特に留意されたい。

- 1、現金出納簿の記入は発生主義により記帖すること。
- 2、生産記録、引継伝票、引継及び処分同等一連性帖簿が一致していないものがあつたので整理すること。
- 3、民間の牛乳委託加工を行つてゐるがその受授方法を考究すること。

4、生産物払下処分、並びに代金徴収決定等収入事務が遅延してゐたので迅速に整理すること。

根雨高等学校

昭和三十一年五月十六日監査

監査委員 松 本 利 治
同 大 西 節 夫

一、本校は全日制普通科と定時制普通科を併置し生徒数は男子二〇二名、女子三五一名計五五三名(四月十日現在)で学校運営に努力してゐるものと認めた。校舎建物の維持管理は全般的良好であるが従来から指摘している校地の拡張(鉄道側に埋立)は永年の懸案事項であり経費も僅か七万円程度でその埋立拡張も可能のようであるのでこの際主管当局は善処されたい。

二、施設々備の内容充実について本年度初めて理振法の適用を受け二十万円の経費をもつて内容充実を図つたことは適切な措置であるが、殊に前回も強く指摘した如く本校の如き普通校は特別立法の適用外校としその恩典も

受けず内容設備については他校に比し立遅れの憾があるので関係当局は配慮されたい。なお本校に限らず寄宿の補修費は従来から予算的措置がなく荒廢の一途を辿つてゐるのでこの点についても善処を望む。

三、経理出納事務は適正と認めたが危険及び引火性薬品の格納について注意せられたい。

法勝寺農業高等学校

昭和三十一年五月十六日監査

監査委員 山 本 四 郎
同 近 藤 伝 一

一、かねて老朽危険校舎として指摘要望してゐた家庭科教室(三十五坪、二教室)は、三十一年度において事業費二百余万円をもつて改築予定であつたが、依然として施設々備は最低基準に著しく不足し、講堂兼体育館もなく不完備なものが多い。特に設備においては産振法の適用により、自動耕耘機、トラシット等一百余万円を整備してゐるがその現有率はわずかに三二%に過ぎない状

況であり、兎角本校の如く新設校に対する配意が充分でなく殊に教育の機会均等の見地から関係当局の配慮を望む。

二、学校演習林の増強管理について善処すること。すなわち植林並びに撫育管理等に対する永年計画が樹立されていなかつたので策定し計画的、演習林の増強を図ることが肝要である。

また既演習林に対する地上権設定については、従来指摘した如く、実施してゐないので早期設定に努力されたい。

三、校地の整備については未解決のまま放任されてゐたことは遺憾である。すなわち本校地は国有地三二八坪と民有地一、三三四坪であり、民有地については県立移管当時に借地権の寄附採納がなされてゐるが、その後における借地権の取扱及び借地料の負担区分等に明確を欠いてゐるものも認められ今後の運営管理上種々疑惑を生ずるおそれもあるので、主管当局は早急に調査の上、適確なる処置をされたい。

なお三十一年度において国有地(民間者耕作分)の耕作権を買収し校地として使用する計画であつたが、これが取扱については、前記同様明確を期して置くこと。

- 四、経理その他事務処理について次の点に留意された。
- 一、特別会計における事業計画及び加工関係等の実習状況及び実績は明確に記録保有すること。
- 二、家畜類の飼育管理は一層適確を期すること。
- 三、授業料の早期納入については更に努力すること。
- 四、特別会計の未収金整理について努力すること。

境高等学校

昭和三十一年五月十六日 監査

監査委員 山 本 四 郎

同 近 藤 伝 一

一、整備計画は着々として推進し、家庭科二教室増築されていくが情操教育の立場より教育効果を最高度に發揮するためには、前年度も強く要望しているとおり特別教

室(音楽、図画)の整備が必要と認められるので、当局の格段の配意を望む。

二、運動場トラック立退問題については町当局としばしば折衝しているが今に至つても実現されずその見透しも困難のようであるが、早期解決に努力されたい。

三、進学指導及び就職斡旋等につき一層の配意が望ましい。すなわち本年度卒業生(二〇九人)の中、進学したものが二六人(希望者六四人)就職決定をしたものが三三人(希望者一二二人)であり、一般的に低下しているように見受けられたので、これが指導斡旋等について更に補習授業或いは就職指導の総合計画を樹立して特別指導、斡旋に尚一層の努力を切望する次第である。

四、経理出納その他の事務は適正に処理されていたが、退学、除籍処分等の処理は適正を期すること。

境水産高等学校

昭和三十一年五月十七日 監査

監査委員 山 本 四 郎

同 近 藤 伝 一

一、本校は全日制漁撈、製造の各課程及び無電別科の三課程により学校運営並びに練習船「わかとり」及び水産製品製造実習工場による実習実験を実施しているのであるが、教育教科の運営と実習実験の総合企画につき、根本的に検討を要するものがある。

すなわち当校は、水産学校としての特殊教育と練習船、或いは実習工場等施設々備の充実によつて、努力はしているけれども、中でも製造課程における事業計画は、漁獲の時期及び施設、設備等からしても過大と認められ、これら事業計画による運営状況は、高等教育に基く実験実習の域を逸脱した感が深く、またこれら製造数量の増大はいきおい企業の傾向が強く、反面、出納事務を始め内務事務においても適正を欠ぐ面がある。

区 分	漁撈収入	製造収入	計
昭和二十八年年度	三、七、五〇〇円	三、〇、〇〇〇円	六、七、五〇〇円
二十九〃〃	一、三、三、三三三	五、〇、〇〇〇	六、三、三、三三三

三十〃〃	一、六、〇、〇〇〇	三、三、〇、〇〇〇	四、九、〇、〇〇〇
三十一年度予算	二、〇、〇、〇〇〇	三、三、三、〇〇〇	六、〇、三、〇〇〇

従つて実業学校としての運営管理について、教育委員会並びに学校当局は総合的企画について検討し実習規模の適正、並びに学校運営の万全を期すべきである。

二、製造課程における実験実習の適正なる運営については前述した如くであるが、生産物の取扱につき考究改善を要するものがある。すなわち本年度の生産物は山田商事株式会社(名古屋市中村区)と委託契約により、一括販売し更に昭和三十一年度より国際缶詰株式会社(神戸市)に契約変更し、販売を実施しているが、契約期間、缶詰空缶処理の問題等、契約内容に再検討を要するものがある。

また実験実習の運営上、国際缶詰株式会社より昼間技術提携を受け、時間外製造は該社に施設使用せしめていくが、施設管理面から正式契約を行うべきである。なお部外から技術提携を受け、受けることは、教科指導

面との関連性があるので特に慎重を期されたい。

三、特別会計における生産物の取扱については、監査のつど指摘要望し、逐次改善されつつあるが更に検討の余地が認められた。すなわち、練習船による漁獲物の引継において、これが基礎となる操業日誌が不明確のため航海毎の記録が不十分であり、また製造課程においては製産日報が不備、粗漏等により実験実習に伴う生産物の引継の確認が困難であつたので、これら諸帖簿は実状に副うよう考究改善されたい。なお引継後における生産物の管理及び原材料(主として缶詰用空缶)の受払は一層明確に処理されたい。

四、経務理出納その他事務処理について遺憾なものが認められたので、当校はもとより主管課の善処を望む。なお事務処理につき次の点留意されたい。

- 1、業務日誌及び操業日誌等は明確に記録し教育運営の指針とすること。
- 2、原材料の購入及び検収事務に考究すべきものがあつたので、厳格を期すること。

3、教職員並びに事務職員の時間外勤務状況は、明確に記録するとともにこれに対応する金手当の支払等についても厳格にすること。

4、製品、半製品の保管及び管理区分を一層明確にし、しておくこと。

養良農業高等学校

昭和三十一年五月十八日 監査

監査委員 松 本 利 治

一、校舎、建物の改築問題については、既に毎回監査時指摘要望してきたが本年度その第一期工事として四百八十七万余円をもつて本館並びに附属建物を改築し引続き三十一年度に第二期工事として校舎の改築に着手の予定であつたが逐年にわたる学校整備に対する地元関係者の熱意を多とするとともに未だ老朽校舎で危険を感じ乍ら授業を継続しているので早期着手に当局の配慮を望む。

なお本校は、従来から被服、理科等特別教室に不足し授業上困惑しているので、この点第二期以降の改築計画に

は考慮されたい。

二、今春出火、原因不明により収納庫(元醸造室、平屋建瓦葺四十一坪)を焼失し在庫中のオート三輪車、自動耕耘機等を初め、貴重な教育財産を焼失したことは遺憾である。常時の防火管理について特に留意されたい。

なお本校に限らず校舎建物、その他の防火管理、特に防火施設々備の充実について他施設に比し等閑に附される傾向があるので県並びに関係当局の善処を望む。

三、農業関係附属建物の中農具倉、動力室の建物管理が悪く、特に動力室は前記焼失した収納庫の隣接建物であるがその被害を受け、破損箇所があるにもかかわらず補習も実施せず放置している等、附属建物の管理について一層配慮されたい。

四、特別会計運営状況は、收支均衡を保ち前年度より六万余円収入増加を図り適切に運営している。殊に実習経営の基本的諸計画の樹立に当つては従来の指摘事項をも考慮し工夫、改善を図つていたが計画に基く実習記録は、即実習教科に資するよう一層の配慮が必数である。

なお事務的事項の中に未だ形式的処理のものが見受けられたので実状に即した事務処理方法を考究し事務の簡素化と、能率向上に留意されたい。

五、実習地の集団化については、従来から地元側との関係もあつて、至難の面があるが、地元関係者の協力を得て実現に積極的に努力されたい。

また晩田農場(開墾畑)は、二十六反余の耕作面積を有し畑作、果樹経営を行つているが本校から遠距離のため、実習の不便と、農場建物が無いので農機具の保管、或いは作物收穫期の監視、収納等困難を極めているので善処されたい。

六、経理出納事務で次の点留意されたい。

- 1、授業料徴収金の保管期間が長いので早期に納付すること。

- 2、超過勤務命令は労働基準法に抵触せざるよう配慮すること。

- 3、物品購入は予算令達範囲内で計画的に執行すること。

4、家畜台帖が不整備であつたが、台帖を整備し硬的を期すること。

5、現金出納簿は厳格に記帖すること。

青谷高等学校

昭和三十一年五月二十一日監査

監査委員 山本 四郎

同 近藤 伝一

一、本校の施設々備については、機会あるごとに指摘しているところであるが三十一年度より更に家庭科の新設により校舎を始め諸施設の完備を図ることが急務と認められる。なお校舎等の拡張計画により体育館兼講堂の建築が決定し、目下設計中であつたが、これが早期実現につき関係当局の配慮と努力を望む。

二、校地及び運動場(総坪数三、一三六)の移管問題については、前年度においても強く指摘しているところであるが、いまなお放置していることは遺憾である。即ち総坪数の中、所有権の移転登記の完了したものは一部分

にして他は青谷町において所有者と買収方の折衝中であるが、中約五一〇坪分については買収困難のようであり、また運動場の一部を所有者が耕作している現状につき、当局は実状調査の上早期解決を図るべきである。

由良育英高等学校

昭和三十一年五月二十一日監査

監査委員 松本 利治

一、本校は、東校舎(普通科)、西校舎(定時制)と八橋、赤碕に定時制分校を置き学校運営に努力しているものと認められた。

しかしながら建物施設の充実は、逐年努力が払われているが教具教材等内容整備については、他校に比し貧弱であるのでこれが充実について配慮が必要である。

二、高校整備計画に則り本年度七百五十万円をもつて体育館、便所、渡廊下、宿直室、と講堂改装による三教

室、を増設し、永年の罹災復旧が漸く実現したことは、眞に結構である。なお学校図書館、家事室、音楽室等特別教室の整備、或いは八橋、赤碕分校の校舎建築の促進等一層努力を要するものがあるのでこれが推進について当局の善処を望む。

三、定時制分校の実習課程における運営管理に慎重を期すること。

定時制分校における施設々備は、近年産振法の適用によつて著しく整備され実習用機械器具も充実されてきたが、実習地を有しないところに実習上の隘路がある、適正な場の確保に努力し折角の実習機械器具の活用について留意が肝要である。

なお八橋分校は自動耕耘機を地元町より借受け、赤碕分校は精粉機を導入しそれぞれ実習しているが、その記録等は明確にして置かれない。

四、多年の懸案であつた本校舎と運動場間の陸橋架設(国鉄所有)は、本校施設拡充期成同盟会並びにPTAから三十八万余円を投じ完成したことは結構である。

五、経理出納事務は適正と認められた。なお八橋分校における危険及び引火性薬品の格納並びに消火器の増備について配慮されたい。

倉吉東高等学校

昭和三十一年五月二十二日監査

監査委員 松本 利治

同 山本 四郎

一、監査時において多年の懸案であつた講堂が九〇〇万円の前算をもつて改築に着手されていたことは結構であるが、地元負担金四〇〇万円の中一〇〇万円が未納であつた。

また老朽建物である本館、理科室及び控室(旧体育館)等は何れも改築に迫られ、また音楽、図画、被服室等の特別教室の新築、校庭を通過する予定となつている産業道路敷の替地獲得の諸問題並びに普通科、工業科、商業科等の多科制及び夜間定時制の併置等適切な総合経営の問題等あるので関係者の一層の努力を切望する。

二、施設々備の充実にについては、産振法の適用を受け逐年整備に努力し本年度においても九十五万余円をもつて高圧受電盤並びに配電整低圧配電盤等各一式の変電室用機械器具を整備していたが、電気室建物は財政的制約を受け、P.T.A.経費十九万円をもつて建築施行していたが、整備計画の樹立配分に当つて留意されたい。

三、理科教育振興法の適用によつて本年度真空ポンプ、分光計、化学天秤等二十一万余円をもつてそれぞれ整備しているが、物理準備室は狭いので採光悪く、かつ充実物品は雑然としていたので折角の設備は整理し、即時使用し得るよう配慮されたい。

四、卒業生の就職あつせんにはなお努力の余地があると認められた。

五、経理出納事務は適正と認められた。

倉吉西高等学校

昭和三十一年五月二十二日監査

監査委員 松 本 利 治

同 山 本 四 郎

一、本校は、本年度男子生徒の卒業と三十一年度の男子入学者皆無によつて、共学制施行以来、県下で初の女子高校となつたのであるが、かかる傾向の特に強い米子西校とともに男女共学制の現行制度並びに施設整備等の見地からして成り行きまかせに放任するか、共学制を堅持するか今後における運営につき教育委員会当局の眞摯な検討を望む。

二、進学指導及び就職斡旋については一層の配慮が望ましい。

即ち本年度卒業生の進学状況は希望者七八名に対し四二名、就職希望者一六〇名に対し六二名がそれぞれ決定しているのであるが、その成績は必ずしも良好と認め難く純女子高校の進学指導及び就職斡旋には若干特異なものがあると思われるので、関係当局の適切なる配慮と指導が肝要と認められた。

三、本校は昭和三十一年度から一学級増募を実施したの特別教室なかならずく調理、裁縫室等不足を告げている

ので増設を要する。

四、校舎の敷地、運動場(八反三畝一四歩)等にかかる所有権移管登録については、前年度においても指摘しているところであるが、なんら措置されていないので、早急に整備されたい。

なお老朽建物である正面校舎の改築、生徒数に比較して狭隘な運動場の拡張等の解決は何れも必要であると認められる。

五、消火設備の完備を図られたい。即ち、本校は軽便消火器三個を有するのみにして、非常の際における消火に支障をきたす恐れあり、消火用水道管等の設置が必要と認められる。

六、経理出納その他の事務は適正と認められたが授業料の早期徴収については一層の努力をされたい。

鳥取東高等学校

昭和三十一年五月二十八日監査

監査委員 松 本 利 治

同 近 藤 伝 一

一、本校は県下各高等学校の先端を切つて一部三階建六教室鉄筋コンクリート校舎を建造したのであるが、竣工後一カ年にして旧校舎との取付附近が沈下し非常扉の開閉困難となつている状態である。

特に旧校舎取付部分は鉄筋校舎沈下に伴い渡廊下が傾斜しているが如き設計、並びに施工上の良否が指摘されるのでこれが対策を講ずると共に今後かかる永久的構造物建設に当つては特に慎重を期すべきである。

二、施設設備の充実にについては鉄筋校舎を始め講堂、体育館の補強及び運動場の整備等逐次充実されつつあるが施設物件に対する管理は充分でない。

特に家庭科教室については貴重備品等を配置しているが施設は完全にしてあるけれども分離建物である関係上更に窓側について何等か考慮を払われたい

三、三十一年度から二学級増募に伴い教室の増設と職員増員を図っているが普通教室の増設を見ただけで教育上大の支障を生じている。特に選択科目により特別教

室の増設なくては完全なる教育は至難と認められるのでこの点当局の配意を望む。

四、本校の借用土地については毎回監査に指摘している処であるが未処理であることは遺憾である。

借用地は一部校舎の敷地及びプール並びに校門前の潰地等であり特に校門前附近は市有地と相幅濠し区画も画然とせず管理上困難である。

借地料は三十一年より増額契約更新を行つていたが前記区画整理とともに明確にして置かれない。

五、本校の自転車置場は十坪を三十年度に施工しているが近年自転車通学生が増力し現在の施設では收容しきれず露天に散在せしめている状態であつて雨天の際は廊下に持込み歩行できないようであるので早急増築が必要と認められた。

また、南校舎の補強、雨樋修理、敷地排水施設等急施を要すると認められた。

六、経理出納その他事務は適正と認められた。

盲 学 校

昭和三十一年五月二十八日監査
監査委員 山 本 四 郎

一、本校舎は当初の建設施工等の不備によつて、屋上のコンクリート部分が逐次破損し(雨漏あり)年々手直し工事をしていくが、鉄筋建築である関係上根本的復旧対策が緊要である。また中庭の排水溝の一部が破損しており、処置が不十分なため生徒の行動に支障を来しているので速やかに善処されたい。なお運動場の除草、整地についても財源措置を講じ整備を図るよう考慮されたい。

二、児童、生徒の就学勧誘に一層努力されたい。

すなわち監査時における生徒の状況は小学部二三人、中学部一人、高等部二四人、専攻科四人、計五二人であるが三十年四月施行の未就学生徒に対する一斉調査(文部省主催のもの)によると、盲児童或いは生徒にして未就学のものが相当数存在している現状につき、関係当局は該当者の就学勧奨を励行すると共にこれら生徒

の父兄等の協力を得るよう、更に配慮されたい。

なお不足教室及び体育館等の増築、教職員の適正配置についても実状に副うよう考究検討されたい。

三、施設、備品の整備については毎回の監査において指摘しているところであるが、本校は特殊児童、生徒を取扱う関係上、これらに使用する備品類は早期に整備することが緊要である。特に教具類、運動具類等の不完備は直接学校運営上種々支障が認められるので、関係当局は措置対策を樹立すべきである。

四、本年度分にかかる就学奨励費の交付が昭和三十一年二月三日及び五月十八日となつているため生徒の教育上支障を来していたことは遺憾である。県当局は予算合達の効率的配布を期すること。なお監査時において昭和三十一年度分教科書に対する奨励金が未確定のため学校当局は運営上苦慮していたので早期に処置されたい。

五、経理その他一般事務は適正に処理されていたが就学奨励金の交付に当り各生徒あての交付状況を一層明確に記録されたい。

ろ う 学 校

昭和三十一年五月二十八日監査
監査委員 松 本 利 治
同 山 本 四 郎
同 大 西 節 夫

一、施設々備の充実とその強化を図られたい。現在一八学級の編成に対し一五教室であつて教育運営上支障を生じている。また教材教具の充実についても配慮が必要と認められるので当局の善処を望む。なお職業指導の特別教室及び理科室、衛生室、調理室等並びに体育館兼講堂の建築についても考慮されたい。

二、就学奨励費の交付に当つては経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ経費の算定をしているが実態調査に基く支給区分決定が適確でないもの、或いは調査不備により決定が実態に即応していないもの等指摘されるのでこの点留意されたい。

三、就学奨励費の交付は三回に分割交付されているが、

交付の時期を失しているため学校運営に支障があるので効率的執行について当局の善処を望む。即ち、特別会計二五九、三四五円、一般会計二四七、六〇〇円、合計五〇六、九四五円支給されているが七月、翌年一月、五月と夫々時期的にずれて支給されているため、当校に於てこれが円滑な運営をはかるため学期始運転資金としてPTA等から立替処理しているので早期交付について主管当局の配意を望む。

四、本校は特殊学校であるので一般校の如く人事の交流が容易でなく勢い教員の研修は本校自体においてなされなければならないのでこれが研修費と図書費の増配の考慮が必要であるとともに他府県から教員の適任者を得るためには住宅の確保等も必要であると認める。

岩美農業高等学校

昭和三十一年五月二十九日監査

監査委員 松本利治

一、本校は、農業校として新設独立後日浅く、学校運営

に努力はしているけれども施設々備の不完備によつて教育上支障の面が尠くない殊に県立高校としての施設及び内容設備の貧弱、或いは地域並びに生徒の状況等からする学校適正規模の拡大等幾多の問題が山積していることが認められたが、これらの新設校に対する施設々備の充実強化は勢い入学者の増加を招来する所以でもあるのであるから年次計画による早期整備について県並びに教育委員会当局の検討を望む。

二、農業実習特別会計は本年度から設置しているが初年度におけるその運営状況は、本校の実習規模からして独立会計予算が過大に失した憾はあつたけれども概ね適切に運営していたものと認めた。しかしながら余りにも会計規模を過大に見ることは実習教科面との調整に即し難いと思われるので今後の運営管理については特に慎重留意されたい。

三、農業関係附属建物と実習地確保について配意すること。

本年度農業高校とし初の産振法の適用を受け、農産加

工室、畜舎(一、二八万余円)を新築、その他内容充実(九八万余円)に努力していたが、未だ農業高校として欠く可らざる農具舎、堆肥舎等の緊急を要するものがあるので当局の配意が必要である。また実習地は僅か水田五反余(一部借用地)であるが畑地の拡張、果樹園用地及び演習林地等の確保については一層努力されたい。

四、経理出納その他の事務処理について考究改善の余地がある。殊に特別会計における事務処理上の諸手続方法等はその大綱に則り研究努力の跡は認めるがその処理において形式的に終つて、実状に即し難い点もあつたので今後留意するとともに主管当局においてもこれらの新設校に対する事務振導の徹底につき特に配慮すべきである。

なお生産物の引継売却処分、調定並びに収入金の徴収決定等一層的確を期するとともに事務の簡素化、能率化の面についても工夫し刷新を図られたい。

鳥取高等学校

昭和三十一年五月二十九日監査

監査委員 山本四郎

一、本校における設置課程の検討については前回にも強く指摘要望したところだが、昭和三十一年度定時制農業課程の募集を停止したのみで全日制農業課程に対する施設々備はその後何等みるべきものがなく依然、斯課教育の徹底を欠くものがあると痛感される。一面鳥取農業高校及び岩美農業高校の整備を見つつある今日、本校は教育効果並びに財政的見地からむしろ単一工業高校としての特長を一層伸長せしめることに努力を結集することとが運営上妥当と思われるので、この点教育委員会当局の考究検討を望む。

二、本校舎及びその他施設の整備は特に検討されたい。すなわち校舎の一部であるバラック(震災により建築したものの)、一棟(二教室)は老朽危険の爲使用不能となり本年度より、製図室の準備室及び控室等によりどうか

授業しているが、狭あい、その他により支障が多く認められ、運営上困惑しているので応急対策を樹立すべくである。またバラツクの解体除去についても適切な処置をされたい。なお電気実験室に対する建築対策についても毎回指摘している如く雨漏りの修理、或いは修繕等のため多額の維持管理費を要している実状であり、且つまた電気、金属化学等特殊装置に基く実験実習の完全なる運営を図る上からしても、改築を至当と認められるので、危険校舎の整備計画の実施については考究善処されたい。

三、本年度卒業生の就職状況は前年度に比較してみるに、学校当局の努力によりその大部分が卒業と同時に阪神方面の実業界に就職をみたことは結構である。特に当校は実業学校（工業課程）としての特殊技術を基本とする課程である点にかんがみ就職斡旋指導については特別指導戒いは出張斡旋等により、今後の就職開拓に一層の配慮を切望する次第である。

四、経理その他事務処理は適正と認めしたが、物品購入に

当つて納入期限を厳守せしめるとともに検收事務を一層励行せられたい。

鳥取農業高等学校

昭和三十一年五月三十日監査

同 近 藤 伝 一

一、本春不慮の出火により校舎の一部を焼失したことは遺憾である。今後の学校管理については万全を期すべきである。

二、校舎建物の中、本年度農具舎、収納舎、堆肥舎、畜舎等二四四万円で整備しているが宿直室、小使室は暫定として校舎の一部改造により設けているのと、家庭科新設に伴う洗濯室等、速急に整備すべきものがあるので善処されたい。

二、地域社会に即応した農業教育特に総合的企画に基く実習経営の効率化と合理化を図るため実習地の確保が先決であつて従来指摘してきたが容易でなく、熟田は僅か

水田三反に過ぎず他は不毛の砂丘地開発に努めている。実習地の確保は本校に限らず他校でも見られるが、実習教育に必要な適正な場の確保について一層配慮が望ましい。

三、特別会計の運営については従来しばしば指摘したにもかかわらず予算規模の適正を欠き、本年度においても当初規模を縮少しその運営を図っている状況である。もつとも縮小規模によつて、收支均衡を保ち三万余円剰余見込であつたが前年度出支超過額四五万余円あるため、その運営は容易でない面があるので、実習規模に即応した予算規模を確立し適正な運用を行うよう、一層配慮すべきである。

四、実習運営に当つて慎重を期すること。

すなわち各部門別における年間耕種設計及び実施計画の樹立は、年間予定を策定し教科部門に直詰した総合的かつ経済的実習運営を図ることが肝要であるがこの点配意に欠けている面があるので考究し、各種実習記録が即教科と直結するよう配慮されたい。

五、鹿野分校

イ、本校は青谷高校の整備に伴つて男子入学志望者に影響を受けていると思われれるが、農林施設の整備、農器具類の購入等男子教育に必要な施設々の備の充実を図り男子志望者の増加を企図すべきであると思料する。

ロ、本校の通信教育併用は、県下における定通連けいの不振の折柄只一の研究的ケースとも思われるので、これが成果獲得に一層の研鑽努力を望む。

ハ、分收造林三町歩に対する地上権設定は町と未締結であつたので将来に累を残さないように早期設定すること。

六、美和分校

イ、本校は昭和三十一年度において各地の定時制農業課程の分校が募集停止された中にあつて東部一市二郡に残置された唯一の分校である。しかるに校舎施設は県下において最下位にあり便所は美和中学校を使用させてもらつていような状態である。

設備もまた貧弱を極めかかる状態におくことは高等教育上遺憾の意を表せざるを得ない。これが原因については種々あると思われるけれども教育委員会当局及び学校責任者は本校が残置された経緯にかんがみ地元関係機関及びPTA等の諒解と協力を求め建物の新築或いは美穂大和両小学校の統合による建物の転用等すみやかに適切な措置を講ずるとともに内容の整備について緊急に措置すべきものと認めた。

七、経理出納その他の事務について次の点を留意された。

- 1、中央青果市場へ玉ねぎを販売し一四七八円を受領しているが、現領も発行せず二月六日一括調定領收している。
- 2、授業料の手持保管が長期に亘っているものがあつたので早期に納付すること。
- 3、定額戻入四千余円は、産振法に基く備品購入代金であつたので検収及び支払事務の厳正を期すること。

と。

4、耕耘機の実習記録が不明確であつたが明確に記録すること。

智頭農林高等学校

昭和三十一年五月三十日 監査
 監査委員 山 本 四 郎

一、本校は、県下随一の林業課程を有する高校としその運営は、概ね円滑に執行しているものと認めた。しかし校舍、建物、施設は逐年整備されているが内容設備の貧弱によつて教育運営に尠からぬ支障を生じている。

即ち、理科実験器具並びに家庭科設備の充実整備は緊急を要するものがある。また現在の裁縫室(二四坪)は狭隘であつて監査当日五五名の生徒を一室に收容し、授業を行つていたがこれでは完全授業に支障があると認められるので善処を望む。なお校舍の拡張について要望もあつたが主管当局は現状を再確認し措置を講ずべきである。

二、校舍及び附属建物の管理は概ね良好であるが、従来から指摘している林産加工室(地元町有)並びに農場建物(同窓会所有収納舎)は、県有移管について永年の懸案事項として、所有者側と移管方接衝中で未解決であつたので、早期移管を受け管理の万全を期されたい。

なお校地(二、四一四坪)及び運動場(六五八坪)の県有移管については、土地所有者との話が纏り、運動場の一部を除き寄附採納によつて移管手続を了されたことは、地元関係者に対し敬意を表する。

三、農林実習並びに加工実習課程における耕種設計及び経営計画は、的確にして置くこと。

本校の実習課程は、水田、畑作等九生産部門に分別され実習教育に専念しているが生産部門別設計は一応作成しているがこれに基く実施記録がなく折角の設計も無意味に終つている。また全体経営計画は、的確に樹立し、これらの基礎的設計並びに計画実施の諸記録は常に明確に整備し実習教育上に資する等その配慮が必要と思われるので考究されたい。

四、特別会計收支運営状況は概ね良好と認めしたが、事務処理上の個々の点については、未だ簡素化の余地があるので現在の事務処理方式に充分検討を加え、重複を避け適正且つ能率化に留意されたい。

五、一般会計出納事務は適正と認めた。

八頭高等学校

昭和三十一年五月三十一日 監査
 監査委員 松 本 利 治

一、本校においては学年の更改期において定期制農業科或いは同農村家庭科から、一学年上級の全日制普通科或いは同家庭科に相当数の生徒をそれぞれ転科を認めている。勿論学力検定は行つたものと思われるがかかる取扱は課程設置の趣旨に反しまた単元等の関係から見ても妥当な処置とは認め難いので将来の取扱については充分注意すべきである。

二、本校は八上、若桜に定時制分校をおきこの中昭和三十一年度は八上分校及び郡家校舎の生徒募集を停止し八

上分校在校生は郡家校舍に收容し分校の統合整備を図り概ね円滑な運営を図っている。

また建物施設の況状は概ね良好であるが、第三、四校舎は前年度においても指摘した如く元寄宿舎改造校舎であり教育環境が悪く支障を生じている現状である。

また体育館も生徒の使用状況からみて著しく狭い、を告げているものと認められた。

三、本校土地の管理については毎回指摘要望している処であるが、措置せず放置していることは遺憾である。中でも校地に隣接せる土地一部を後援団体が買収しグラウンド拡充整備を行つているもの、或いは報国団及び同窓会所有のもので登記面では個人名義となつているもの等その経緯が不明となつていたので再調査の上的確に区分し管理の万全を期されたい。

四、定時制農業課程については前述した如く昭和三十一年度より募集停止となつているが、実習地はグラウンド整備のため潰地となり僅か九畝をもつて高学年が実習している程度である。また実習設備として折角PTA経費よ

り購入した脱穀機、石油発動機は、展示品のごとく教室の一隅に死蔵してあつたが、外かく団体所有のものであつても管理の万全を期すること。

五、教職員の確保については特に留意されたい。

本校は教師五三名に対し監査当時五二名であつて一名欠員中(十二月退職)であるが、補正人事も行われず現教員をもつて運営していたので早期充足されたい。

六、若桜分校は元若桜中学校跡へ移転しているが、校舎の破損甚だしくまた内容についても何等見るべき設備がなく甚だしく立遅れている。昭和三十一年度において三十八名の普通科生の入学をみているので施設の補修、備品及び教材の整備は緊急を要するものと認める。

もつとも父兄としては将来本校へ転出せしめたい意向もあるやに思われるので、これが取扱については慎重を要するものと思料する。

七、経理出納その他事務処理に当り次の点留意されたい。

1、生徒異動についてはただ届書の提出により処理し

ているが、特に退学等の場合における担任教員の実状調査記録は公的に添付して置くこと。

2、備品の整理については八上分校廃止に伴い相当異動があるが整理されていない。早急はあく整理すること。

3、理科用危険及び引火性薬品の格納については注意すること。

鳥取西高等学校

昭和三十一年五月三十一日監査

監査委員 山本 四郎
同 近藤 伝一

一、本校は全日制普通科、商業科及び家庭科と定時制(夜間)普通科、商業科を併置する総合高等学校であり、更に通信教育部を置くほか、附属幼稚園を有し、概ね円滑に運営しているものと認められた。

二、本校の定時制(夜間)は普通科並びに商業科を設置して運営しているが教職員の配置及び施設の改善につき

検討を要するものがある。

すなわち監査時における生徒数は三九五人で八学級に区分し専任教諭八人(外講師及助手等時間講師がいる)をもつて授業しているが、実業科との関連もあり、また夜間教育との関係上運営の面につき支障が認められる実状であるから、これが教職員の適正配置については特に考慮されたい。

なお教室の照明設備等についても一層の配慮をされた。

三、久松幼稚園の本校附属については、従来しばしば指摘要望しているところであるが、特に教育並びに財政的見地からして更に検討されたい。

四、通信教育については、その特殊性を十分反映し効果をあげるべく努力しているが、受講生の能力的、経済的、その他の事由により中途退学生が多く、本教育の隘路となつている。

すなわち現在受講生は二九七名でこの中五九名が休講中である。殊に一般に対する新教育の認識徹底特に定時

制課程との併用勸奨等について一層努力されたい。
河北農業高等学校
昭和三十一年六月一日 監査

監査委員 松 本 利 治
同 山 本 四 郎
同 近 藤 伝 一

一、校舎建物は国有財産であつて県移管促進方について毎回関係当局の善処は指摘要望しているが本年度この中老朽校舎の一部と元寄宿舎を解体し建築費二百九十八万円をもつて本館側に四教室二階建を改築し、更に農場附属建物を六十八万円で整備していたが建物財産の管理上から関係官庁に対し早期移管方を要請すべきである。なお校舎改築地元寄附金七〇万円で倉吉市負担二〇万円が未収であつた。
二、民有地である校地並びに農業実習地の買収県移管の問題については、関係団体と話し合もつかずその後進展していない。殊に本問題は毎回監査の際強く指摘しその

促進方について教育委員会当局に要望している処であるが何等措置せず放任していることは甚だ遺憾である。特に本年三月三十一日をもつて従來の借地賃貸契約の期限満了となつていたので関係団体との早期解決が緊要である。
三、特別会計事務の是正改善については前回においても指摘要望しているところであるが、未だ改善の余地がある。
即ち生産部門別における作付及び耕種設計等基本的計画が不確実である。また生産物の引継関係と出納事務との連けい、が不十分のため、生産台帳による記録と引継数量とに不適合のもの等があつたので事務的改善については総合的調整を図り実習運営を図るよう考究されたい。
なお各部門別の事業計画及び作付実績等は適確に記録し実習教科に活用することがもつとも緊要と認めたい。
四、経理その他事務処理につき次の点留意されたい。
1、生産物の引継、売却及び転用処分等事務取扱について未だ明確でないものがあつたので所定手続を行

いその責任所在を明確にして置くこと。
2、家畜関係の飼育状況及び処分手続等に考究改善すべきものがあつたので善處すること。
3、物品購入に当り納入期限経過後のもの或いは検収事務に検討を要するもの等があつたので考究すること。
4、生産物売却に伴う代金の徴収決定並びに調定時期等適切でないものがあつたので会計法規を研究し厳格を期すること。

倉吉農業高校

昭和三十一年六月一日 監査

監査委員 松 本 利 治
同 山 本 四 郎

一、実情に即応した作付台帳、耕種計画を樹立し、経営の合理化を図り、実習運営を推進すること。
即ち本校は特殊なくろぼく地帯であり、特に土じよう調査、家畜の増殖、校内外の百草の集約採集と確保並び

に緑肥栽培、甘藷の増産等、総合的企画に基き、実習経営の合理化に資すべきであるが、総合計画には配意が欠け、実情に即していないため、実績は極めて低下している状況である。現在の実習地経営栽培に対する適正規模を实地に分析検討し、総合的企画に基く運営の万全を期されたい。

二、学校演習林の増強と基本財産の造成については鋭意努力を傾注して、その基盤を確立し、県の植林施策に積極的に同調のうえ、学校演習林一五〇町歩(台帖一一五町歩)に対し、三十年代は一二町歩植栽(昭和二十四年より四六町歩)しているが、これが植栽後の撫育管理については、何等措置されていない。特に下刈、除伐、枝うち等に要する管理費は、当然予算措置を講じ適切な管理を行うべきである。なお演習林の実測を完了し境界標柱を埋設したことは結構である。

三、防火施設の充実強化については、本校に限らず各学校共不完備であるが特に本校は高台にあるのと施設の配置状況その他によりブールの使用も一部に限定されてい

る關係上防火施設の充実強化は緊急であるので、この点
当局の配意を望む。

四、産業教育振興法に基き整備した機械類の更新につい
て配慮が必要である。

すなわち昭和二十七年購入の自動車耕耘機、オート三
輪車は、実習面積、使用年数その他により相当老朽し多
額の修繕費を要しているので、これらは逐次更新すべき
と認められる。

五、三朝分校

本校は前回監査時に比較して図書、理科器具等漸次整
備されていたことは結構である。

更に家庭科教室、理科教室等の特別教室並びに実習地
の整備拡充に努力せられたい。

六、経理出納、その他の事務については適正と認めた。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火、金

発行所 鳥取県鳥取市東町
印刷所 鳥取県鳥取市東町